

# 令和3年7月豪雨災害、8月豪雨災害及び台風9号災害に伴う業務等における旅費交通費の取り扱いについて

令和3年9月2日  
広島県土木建築局

令和3年7月豪雨災害、8月豪雨災害及び台風9号災害に伴う測量・設計業務等については、早期の復旧・復興に向けて、迅速に業務を進めていく必要がありますが、今回の災害は箇所が多く、測量等を行う人員が不足しているため、県外の本支店に所属する技術者等が現地作業を行う場合の旅費交通費の取り扱いについて、次のとおり取り扱うこととしました。

## 1 県外の本支店に所属する技術者等の旅費交通費の計上について

技術者等の旅費交通費については、土木設計業務等標準積算基準書及び同基準書の参考資料の旅費交通費の積算基準に基づき、旅費・宿泊費を実績に応じて計上します。

## 2 実施方針

- (1) 随意契約により令和3年7月豪雨災害、8月豪雨災害及び台風9号災害に伴う業務を行う場合に適用します。
- (2) 旅費交通費の計上については、現地で作業を行う業務（測量、地質調査、設計）を対象とします。
- (3) 交通費及び宿泊費等の追加計上区分

受注者	技術者等が所属する本支店の所在地	交通費・宿泊費
県内コンサル	県内	追加計上しない
〃	県外	追加計上する
県外コンサル	県内	追加計上しない
〃	県外	追加計上する

- (4) 受注者は、追加計上区分に該当する場合、別紙「旅費交通費集計表」を、該当する技術者等が行う業務の完了後、発注者に提出してください。
- (5) 発注者は、別紙の内容について確認できる資料（健康保険証の写しなど県外本支店の所属であることが確認できる書類、日報等）の提示を受け、内容が確認できた場合は、変更契約を行います。なお、積算上の基地は、技術者等の所属する本支店が所在する市役所等とします。

## 旅費交通費集計表

令和 年 月 日

様

住 所

商号又は名称

委託業務名:

委託業務場所:

○技術者等が所属する県外の本支店の情報

商号又は名称	
所在する都道府県・市町	
所在する市役所等から 現地までの距離 (k m)	

作業日	職種区分 <sup>※</sup>			通勤・滞在	備考
	主任技術者 理事・技師長 主任技師	技師(A), 技師(B) 技師(C), 測量主任技師 測量技師 等	技術員 測量技師補 測量助手 等		
R3. 10. 1	1	1	2	滞在	
R3. 10. 2		1	2	滞在	
R3. 10. 3		1	2	滞在	
R3. 10. 10		1	1	通勤	
R3. 10. 11		1	1	通勤	
通勤日数計	—	—	—	2	
滞在人数計	1	3	6	—	

※土木設計業務等標準積算基準書&lt;参考資料&gt; 1-3-3旅費交通費の率を用いない積算(2)旅費交通費の扱い

5) 日当・宿泊料 に記載の職種区分による。